



2015年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2015年9月13日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（45歳）は、妻Bさん（45歳）とともに、飲食店を営んでいる。Aさんの店は、常連客が多く、経営も順調であるため、体力の続く限り仕事は続けたいと思っているが、年齢を重ねるたびに老後の生活資金の準備について考えるようになった。Aさんは、最近、将来受給できる公的年金の年金額や老後の年金収入を増やす方法について知りたいと思っている。

Aさんは、これまで、厚生年金保険に加入したことはなく、国民年金のみに加入しているが、現在の店をオープンする前の修業時代に国民年金の保険料未納期間や保険料免除期間がある。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。なお、Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和45年5月16日
- (2) 国民年金の加入歴

平成2年5月	平成7年7月	平成27年10月
未納 23月	全額免除 39月	納付 243月
(20歳)		納付予定 175月 (60歳)

< 妻Bさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和45年8月10日
- (2) 公的年金の加入歴 : 18歳からAさんと結婚するまで厚生年金保険に加入。Aさんとの結婚後は国民年金に加入し、国民年金の保険料未納期間はない。

平成元年4月	平成27年10月
厚生年金保険 84月	納付 234月
(18歳)	納付予定 178月 (60歳)

Aさんと
結婚

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさん夫妻が受給できる公的年金の額について説明した。下記の条件および資料に基づき、計算過程を示して、次の、
を求めなさい。答は円単位とすること。なお、Aさんおよび妻Bさんは、60歳まで国民年金の保険料を納付するものとする。

原則として、Aさんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額はいくらか。

原則として、妻Bさんが65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額はいくらか。

条件

- ・〔計算過程〕は、円未満を四捨五入
- ・答の年金額は、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

資料

老齢基礎年金の年金額（平成27年度価額）

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{2} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

上記計算式において、保険料4分の1免除月数および4分の3免除月数は省略している。

問題の性質上、明らかにできない部分は「□」「△」「◇」で示してある。

《問2》次に、Mさんは、Aさんに対して、老齢基礎年金の繰下げ支給について説明した。

Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な数値を、下記の数値群のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□」で示してある。

「Aさんがご希望されているとおり、体力の続く限り仕事をされ、生活費等に困らない程度の収入を得ることができれば、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることできます。仮に、Aさんが（□）歳に達する前に老齢基礎年金の請求をしなかった場合、Aさんは（△）歳に達した日以後の希望するときから、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができます。繰下げによる増額率は、『◇%×繰下げ月数』となりますが、繰下げ月数は（△）月が上限となります。したがって、繰下げによる増額率は最高で（□）%となります」

数値群

イ . 15 □ . 21 ハ . 30 ニ . 42 ホ . 60 ヘ . 65 ト . 66
チ . 84 リ . 120

《問3》最後に、Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員（小規模企業者）が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。Aさんが当該制度に加入し、個人事業を廃業した場合に一括で受け取る共済金は、税法上、退職所得として課税の対象となります」

「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に現時点から60歳に達するまで掛金を拠出した場合は、通算加入者等期間が10年以上となるため、Aさんは60歳から老齢給付金を受け取ることができます」

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金の掛金の拠出限度額は月額68,000円となります。なお、小規模企業共済制度に加入している場合は、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

大手食品メーカーに勤務しているAさん（38歳）は、専業主婦の妻Bさん（36歳）、長女Cさん（3歳）、先月生まれた二女Dさん（0歳）の4人家族である。Aさんは、現在、団体定期保険および県民共済に加入しているが、二女Dさんの誕生を機に、生命保険の新規加入を考えている。

Aさんは、現在、職場に来ている生命保険会社の担当者から生命保険商品の提案を受けているが、最終的な決断ができないでいる。そこで、Aさんは、その提案内容について、大学時代の友人でもあるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料 >

保険の種類 : 5年ごと配当付終身保険（65歳払込満了）
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
月払保険料（集団扱い） : 17,471円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	900万円	10年
収入保障特約（注）	年額120万円（65歳まで）	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	-	-
指定代理請求特約	-	-

（注）最低支払保証期間は5年（最低5回保証）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、下記の<前提>においてAさんが死亡した場合、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ～ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<前提>

- ・妻Bさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
- ・妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点において、Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、()歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。なお、妻Bさんが受け取る遺族基礎年金の額は、『子』が2人のため、()円(平成27年度価額)になります。

遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金の報酬比例部分の額の()相当額になります。また、二女Dさんについて()歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に()が加算されます。なお、()の額は585,100円(平成27年度価額)になります」

語句群

イ . 15 ロ . 18 ハ . 20 ニ . 854,900 ホ . 1,004,600
ヘ . 1,229,100 ト . 2分の1 チ . 3分の2 リ . 4分の3
ヌ . 経過的寡婦加算 ル . 中高齢寡婦加算 ヲ . 寡婦年金

《問5》 次に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の内容について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが40歳（保険支払対象期間である65歳まで25年0カ月）で死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から受け取る年金受取総額は3,000万円となり、Aさんが63歳（保険支払対象期間まで2年0カ月）で死亡した場合の年金受取総額は600万円となります」

「総合医療特約において、疾病・災害入院給付金、手術給付金等の保障はカバーされています。そのほか、がん保障に特化したもの、退院後の通院保障など、Aさんのニーズにあわせて医療保障を充実させることを検討してください」

「陽子線治療や重粒子線治療などの先進医療の技術に係る費用は200万～300万円を超える場合があります。なお、先進医療特約の支払対象となる先進医療は、入院を伴う治療に限られ、外来での治療は対象外となるため注意が必要です」

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険の保険金に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から受け取る年金は、相続税額の計算上は年金受給権として評価されます。当該年金受給権は『500万円×法定相続人の数』に係る非課税金額の規定の適用を受けることができませんので、一時金で受け取る定期保険特約等の死亡保険金と比較して、相続税額の計算上、不利になります」

「Aさんが死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から毎年受け取る年金は、所得税額の計算上は非課税となります。したがって、受け取った年金は全額を残された家族の生活費や教育資金に活用することができます」

「Aさんが急性心筋梗塞により所定の状態になり、特定疾病保険金を受け取った場合、受け取った特定疾病保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。そのため、所得税の確定申告が必要となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

株式会社X社（以下、「X社」という）は、Aさん（42歳）が10年前に設立した会社である。設立当初は経営状況も厳しかったが、ここ数年は順調に業績を伸ばし、従業員も定着するようになった。Aさんは、現在、退職金規程の整備や自身および従業員の退職金準備の方法について検討している。そこで、Aさんは生命保険会社の営業担当者であるMさんに相談することにした。

なお、Mさんが提案した生命保険の内容は、以下のとおりである。

< Mさんの提案内容 >

Aさんの退職金準備を目的として、<資料1>の生命保険を提案した。

従業員の退職金準備を目的として、中小企業退職金共済制度（掛金一律10,000円）および<資料2>の生命保険を提案した。

< 資料1 >

保険の種類	無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん（契約時年齢は42歳）
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	100歳満了
死亡保険金額	1億円
年払保険料	220万円
65歳時の解約返戻金額	4,600万円

< 資料2 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	全従業員（34名）
死亡保険金受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	60歳満了
保険金額（1人当たり）	500万円
年払保険料	640万円（34名の合計）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）33年3カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。答は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 設例の＜資料1＞の生命保険の経理処理（仕訳）について、下記＜条件＞を基に、空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- ・解約時（Aさん65歳時）までにX社が支払った保険料は、5,060万円とする。
- ・上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）＞

借 方		貸 方	
定期保険料	110万円	現金・預金	220万円
()	110万円		

＜65歳時に解約した場合の経理処理（仕訳）＞

借 方		貸 方	
現金・預金	4,600万円	()	()万円
		()	()万円

語句群

イ．220	ロ．2,070	ハ．2,300	ニ．2,530	ホ．4,600	ヘ．5,060
ト．雑収入	チ．配当金積立金	リ．解約返戻金	ヌ．前払保険料		
ル．雑損失					

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料2＞の福利厚生プランおよび中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「福利厚生プランの支払保険料は、原則として、2分の1を福利厚生費として損金の額に算入します。ただし、役員または部課長など、特定の者のみを被保険者としている場合には、福利厚生費として損金の額に算入することができません」

「中退共は、＜資料2＞の福利厚生プランと同様に、急な資金需要が発生した場合に、積立金残高の8割を上限に契約者貸付制度を利用することができます」

「従業員が中途退職（生存退職）した場合、福利厚生プランの解約返戻金は契約者であるX社が受け取ることとなりますが、中退共の退職金は退職する従業員本人に直接支給されます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんの4人家族である。長女Cさんは、今年4月、大学を卒業し、地元の金融機関に就職した。また、Aさんは、平成27年中に、生命保険の見直しを行った結果、2件の生命保険を解約している。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

- Aさん（50歳）： 会社員
妻Bさん（45歳）： 専業主婦。平成27年中に、パートタイマーとして給与収入90万円を得ている。
長女Cさん（22歳）： 会社員。平成27年中（4月～12月）の給与収入は220万円である。
長男Dさん（19歳）： 大学生。平成27年中にアルバイトにより給与収入75万円を得ている。

< Aさんの平成27年分の収入等に関する資料 >

- (1) 給与収入の金額： 1,100万円
(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月： 平成20年6月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 640万円
一時払保険料： 500万円
(3) 一時払終身保険の解約返戻金
契約年月： 平成25年7月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 480万円
一時払保険料： 500万円

妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税の計算における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

所得控除は基礎控除を含め14種類あるが、そのうち雑損控除、医療費控除および寄附金控除の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。なお、寄附金控除については平成27年度税制改正において、給与所得者等が寄附を行う場合は確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されている。ただし、寄附者が確定申告を行った場合、または1年間に()団体を超える都道府県もしくは市区町村に対して寄附を行った場合は、この特例は適用されない。

医療費控除は、総所得金額等の合計額が200万円以上である者の場合、その年中に支払った医療費の総額が()万円を超えていなければ、その適用を受けることはできない。また、医療費控除額には最高限度額が定められており、その最高限度額は200万円である。

雑損控除は、各所得控除相互間では、最初に控除することになっており、この金額がその年分の総所得金額等から控除しきれない場合には、確定申告を要件に、雑損失の繰越控除として、控除不足額を翌年以降()年間にわたり繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができる。

数値群						
イ . 2	ロ . 3	ハ . 5	ニ . 7	ホ . 9	ヘ . 10	ト . 20
チ . 30						

《問11》 Aさんの平成27年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険(10年確定年金)の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

「一時払終身保険の解約返戻金は契約から5年以内の解約のため、源泉分離課税の対象となります」

「地元の金融機関に就職された長女Cさんの合計所得金額は38万円を超えますので、Aさんは長女Cさんについて扶養控除の適用を受けることはできません」

《問12》 Aさんの平成27年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	給与所得の金額	円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	()円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	100,000円
	地震保険料控除	30,000円
	配偶者控除	()円
	扶養控除	()円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	円

< 資料 > 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
~	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円 (上限)

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長であるAさん（71歳）の推定相続人は、妻Bさん（68歳）、長男Cさん（42歳）および長女Dさん（38歳）の3人である。

Aさんは、これまで順調に事業を拡大させ、X社は今期も大幅な黒字決算を予定している。Aさんは、そろそろ社長職を引退し、専務として社業についている長男Cさんに事業を承継しようと考えており、Aさん所有のX社株式を後継者である長男Cさんに贈与することを検討している。

また、長女Dさんは会社員の夫と子2人とともに賃貸マンションで暮らしており、Aさんに対して、住宅取得資金の援助を期待しているようである。このため、Aさんは、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の利用を考えている。

なお、長女Dさんは、X社の経営にはいっさい関与していない。

< Aさんが保有する主な財産（相続税評価額、下記生命保険を除く）>

現預金等	:	6,000万円
X社株式	:	1億5,000万円（注1）
自宅敷地（330㎡）	:	2,000万円（注2）
自宅建物	:	1,000万円

上記のほかに賃貸アパート等の収益物件を複数所有している。

（注1）Aさんは、X社の発行済株式の全株を保有している。なお、相続税におけるX社の株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

（注2）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額である。

< Aさんが加入している一時払終身保険の内容 >

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	長男Cさん
死亡保険金額	:	5,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点において、Aさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は3億6,000万円とする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	3 億6,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(<input type="text"/>) 万円
課税遺産総額 (a - b)	<input type="text"/> 万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	(<input type="text"/>) 万円
長男 C さん	<input type="text"/> 万円
長女 D さん	(<input type="text"/>) 万円
(c) 相続税の総額	(<input type="text"/>) 万円

< 資料 > 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 20,000	40%	1,700万円
20,000	~ 30,000	45%	2,700万円
30,000	~ 60,000	50%	4,200万円
60,000	~	55%	7,200万円

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんの勇退にあたり、X社が役員退職金規程に基づきAさんに対して役員退職金を支給した場合、X社の利益金額および純資産価額が引き下がるため、X社株式の相続税評価額（類似業種比準価額）を引き下げる効果があります」

「後継者である長男Cさんが『非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例』の適用を受けて、先代経営者であるAさんから、贈与によりX社株式を取得した場合、長男Cさんが納付すべき贈与税額のうち、対象となる非上場株式等に対応する贈与税の80%を限度として納税が猶予されます」

「Aさんが加入している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。ただし、長男Cさんが受け取る死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は3,500万円となります」

《問15》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本特例」という）に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「本特例の適用を受けるためには、長女Dさんの贈与を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であること、取得する家屋の床面積が50㎡以上330㎡以下であること等、所定の要件を満たす必要があります」

「本特例の適用を受けるためには、受贈者は住宅取得等資金の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であることが必要となりますが、贈与者に年齢要件はありません」

「本特例は、暦年課税の基礎控除または相続時精算課税の特別控除と併用して適用を受けることができます」